

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

日本仏教文化史入門

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

# SAMPLE Shoshi-Shinsui.com

辻善之助著

日本仏教文化史入門

書肆心水

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

日本仏教文化史入門

目次

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

緒 言 34

第一章 聖徳太子の出世	36
第二章 奈良時代	46
第三章 思想界ならびに学問芸術界に及ぼせる影響	54
第四章 奈良時代前後・平安時代初期に至る地方文化の発達と仏教	74
第五章 平安時代仏教の日本化	80
第六章 平安時代の日常生活と仏教との融合	90
第七章 平安時代仏教の形式化	104
第八章 鎌倉時代仏教の復興	122
第九章 仏教と社会事業	131

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

第十章	鎌倉時代平民文化と仏教	159
第十一章	鎌倉時代前後に於ける地方文化の発達と仏教	168
第十二章	鎌倉・室町時代の経済と仏教	181
第十三章	室町時代の学問・芸術と仏教	190
第十四章	室町時代地方文化の発達と仏教	207
第十五章	室町時代の時代相と仏教	229
第十六章	安土桃山時代の仏教	242
第十七章	江戸時代の仏教	249
第十八章	江戸時代仏教の衰微	261
結語		277

詳細目次

緒言  
（三四）

- 日本文化と仏教の関係について二つの見方  
仏教の影響  
仏教の融合  
（三四）

第一章 聖徳太子の出世

- 仏教渡来と聖徳太子  
（三五）  
国民精神と仏教の融合  
（三六）  
当時の社会状態  
（三五）  
朝鮮との交渉  
（三七）  
聖徳太子の精神  
（三七）  
内治の確立  
（三七）  
文化の向上と仏教  
（三八）  
仏教の日本化  
（三八）  
十七条憲法本文  
（三九）  
十七条憲法口訳  
（四一）

第二章 奈良時代

- 中大兄皇子の大化改新  
（四五）  
聖武天皇と奈良時代の文化  
（四五）

SAMPLE  
Shoshi-Shinsut.com

国家意識の発揚	(四七)
東大寺と国分寺	(四七)
仏教と政治	(四八)
国分寺創立の詔	(四九)
国家統一の完成	(五〇)
国民自主觀念の發露	(五〇)
仏教信仰の趨勢	(五〇)
経文と自主精神	(五二)
金光明最勝王經	(五二)
仁王經	(五三)
(二) 祖先崇拜	(五四)
氏寺	(五四)
国忌	(四五)
年忌法会	(十三年忌／二十五年忌／三十三年忌)
(二) 佛教思想と文学	(五六)
精神的影響	(五七)
文学と仏教	(五七)
(三) 仮字	(五八)
仮字の発達	(五八)
仮字使用の初め	(五九)
五十音図と悉曇	(五九)
五十音図の作者	(五九)

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

(四) 印刷 (六〇)

世界最古の印刷物 (六〇)

平安時代に於ける経典の開版 (六〇)

宋朝の一切経開版とその影響 (六一)

室町時代の印刷事業 (六二)

幕府の一切経開版 (六三)

儒書出版の嚆矢 (六三)

(五) 音楽 (六三)

蕃樂の使用 (六三)

音楽による文化の誇示 (六三)

インド音樂の渡来 (六四)

絵画・彫刻 (六四)

絵画・彫刻と仏教 (六四)

密陀絵 (六五)

玉虫厨子の絵 (六五)

(六) 絵画・彫刻 (六五)

建築 (六五)

建築に於ける大陸文化の影響 (六五)

(七) 建築 (六五)

医術 (六六)

医術・薬品と仏教 (六六)

薬草の採集 (六六)

鉛粉の製造 (六六)

醴泉の試験 (六六)

僧侶と医術 (六六)

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

養老令に於ける僧尼の医療に関する規定 (六六)

鑑真 (六八)

大仏へ御奉納の薬 (六八)

玄昉僧正のこと (六八)

僧侶の医薬兼業の例 (六九)

喫茶と医方 (七一)

曆道 (七二)

曆道と僧侶 (七二)

賀茂家の曆学 (七二)

宿曜師と曆博士 (七三)

## 第四章

奈良時代前後・平安時代初期に至る地方文化の発達と仏教

金光明経、仁王経の読誦 (七四)

国分寺の創立 (七四)

当時の寺院の数及び分布 (七五)

文献に残った当時の寺 (七五)

奈良時代以前の地方の寺院 (七五)

奈良時代より平安時代初期の地方の寺院 (七五)

東北地方開拓と仏教 (七五)

(七六)

## 第五章

平安時代仏教の日本化

(八〇)

天台・真言の鎮護國家

(八〇)

伝教大師の国家的精神

(八〇)

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

# SAMPLE Shoshi-Shinsui.com

天台法華宗年分学生式一首	(八二)
弘法大師と惠果阿闍梨の遺訓	(八三)
弘法大師の国家的修法	(八三)
教王護国寺	(八四)
高雄の神護寺	(八四)
伝教の国家主義的影響	(八五)
<b>本地垂迹思想</b>	(八六)
本地垂迹説発達の跡	(八六)
萌芽的思想	(八七)
神仏同体説	(八七)
神仏習合説の完成	(八七)
神仏習合思想の発展と仏教の日本化	(八八)
<b>第六章</b>	
<b>平安時代の日常生活と仏教との融合</b>	
平安時代の趣味生活	(九〇)
文芸の趣味	(九〇)
歌合	(九〇)
草紙合	(九一)
文字の遊戯	(九一)
娯楽の風俗	(九一)
年中行事	(九二)
子の日	(九二)
曲水の宴	(九二)

第七章	一	平安時代仏教の形式化	(一〇四)
	二	文化の形式化	(一〇四)
三	二	年中行事と仏会	(九六)
	三	淨土教とその芸術美	(九八)
		趣味生活と淨土教の信仰	(九八)
		往生要集	(九八)
		恵心僧都と絵画	(九九)
		高野山の聖衆来迎の図	(一〇〇)
		為成	(一〇一)
		定朝	(一〇一)
		平等院の鳳凰堂	(一〇一)
	端午	月見	(九三)
	夕	重陽の節会と虫撰	(九三)
	寝殿造	残菊の御宴	(九三)
	衣服食物	写経	(九三)
	當時の趣味深き逸話	仏教の趣味化	(九三)
	灯籠大臣	灯籠大臣	(九四)
	写経	写経	(九五)
	月見	月見	(九三)
	重陽の節会と虫撰	重陽の節会と虫撰	(九三)
	寝殿造	寝殿造	(九三)
	衣服食物	衣服食物	(九三)
	當時の趣味深き逸話	仏教の趣味化	(九三)
	灯籠大臣	灯籠大臣	(九四)
	写経	写経	(九五)

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

# SAMPLE Shoshi-Shinsui.com

四	文化的の形式化と仏教 (一〇四)
	大臣新任の辞表 (一〇四)
	阿衡の問題 (一〇五)
	大索 (一〇六)
	先例格式 (一〇六)
三	密教と祈禱の影響 (一〇七)
	密教の全盛 (一〇七)
	祈禱と政権の結託 (一〇八)
二	寺院造営と信仰の形式化 (一〇九)
	寺院の造営 (一〇九)
	信仰の形式化 (一〇九)
	信仰と娛樂 (一〇九)
	法成寺西北院の落成式 (一一〇)
	道長の万灯会 (一一一)
	寺院の寝殿造 (一一一)
	道長の臨終 (一一一)
	糸引往生 (一一一)
	源頼光と平重衡 (一一三)
	数に依頼する心 (一一三)
	墮落の往生 (一二四)
一	仏教形式化の余弊 (一二五)
	社会の墮落と僧兵 (一二五)
	門閥世襲の弊風 (一二六)

- 官職の形式化 (二二六)  
真言宗の秘密灌頂 (二一七)  
門閥の弊と僧侶階級 (二一七)  
求名心と求道心 (二一八)  
慈慧大師と遁世 (二一八)  
解脱上人の詠める歌 (二一九)  
夢窓国師の詠歌 (二一九)  
僧侶の門閥 (二一〇)  
興福寺の維摩会における研学堅義の選  
僧侶の不平階級と僧兵 (二一一)  
(二一〇)
- 鎌倉時代仏教の復興 (二二一)  
文化の実際化と新仏教の興起 (二二一)  
鎌倉時代の文化の特質 (二二二)  
新仏教の特質と禅宗 (二二三)  
禅宗と武士道精神 (二二三)  
時代精神 (二二三)  
北条時頼の参禅／兀菴普寧 (二二四)  
北条時宗の参禅 (二二四)  
仏光国師祖元 (二二四)  
弘安の役と祖元の法語 (二二五)  
時宗血書の写経と祖元 (二二五)  
祖元時宗の功績を述べ (二二五)  
一般武士の禅修業 (二二七)

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

第九章

—

旧仏教徒の実行主義

塩飽入道父子自害の事  
長崎次郎と南山士雲 (二二七)  
武士の修養 (二二八)

鎌倉時代の旧仏教 (二三八)  
明恵高弁 (二五)  
明惠上人と北条泰時の贈答和歌  
叡尊興正菩薩 (二三〇)

仏教と社会事業

1

福田、悲田、敬田  
八福田 (三二)

111

救濟事業

聖德太子の四箇院  
大使の遺芳

志田院 (一三三)

文殊會（二三五）

正子内親王

與正菩薩

療病院  
（三九）

# SAMPLE

## Shoshi-Shinsui.com

(二) 溫室(浴室)	(二三九)
光明皇后に関する伝説	(二四〇)
十八間戸と忍性の救済	(二四一)
十八間戸の伝説	(二四二)
般若寺の非人供養	(二四三)
薬師寺の癩病救済院	(二四四)
無文元選の癩救済	(二四五)
僧侶寺院の温泉に関する事跡	(二四五)
伊勢多度神宮寺	(二四六)
播磨極楽寺禪慧	(二四七)
珍慶と東大寺温室	(二四八)
觀海	(二四九)
吉田経房	(二五〇)
鎌倉幕府	(二五〇)
重源の事業	(二五〇)
泉湧寺の俊彷	(二五〇)
東寺の房瑜	(二五〇)
興正菩薩とその弟子	(二五〇)
大安寺の長老と錢湯	(二五〇)
錢湯の普及	(二五〇)
法隆寺禅觀	(二五〇)
足利義教の非人風呂	(二五〇)
興福寺の功德風呂	(二五〇)
河内觀心寺／山城醍醐寺	(二五〇)
(三) 動物愛護	(二五七)

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

- (四) 聖徳太子と薬猣伝説 (四七)  
放生と殺生と禁断 (四九)  
六斎 (四九)  
興正菩薩と殺生禁断 (五〇)  
忍性菩薩の馬病舎 (五一)  
**（四）交通土木事業 (五一)**  
行基 (五三)  
道登と普照と寿応 (五四)  
伝教大師と山家学生式 (五四)  
弘法大師と万農池 (五三)  
布施屋 (五三)  
道昌の土木事業 (五四)  
静安 (五四)  
忠一 (五四)  
賢和 (五四)  
聖宝 (五四)  
空也 (五四)  
平安時代交通土木事業と僧侶 (五五)  
遊行上人 (五五)  
俊乗房重源 (五五)  
寒巖義尹 (五六)  
興正菩薩 (五六)  
忍性菩薩 (五六)  
笠神文字岩 (五六)  
江戸時代には僧侶の社会事業の見るべきもの乏し (五八)

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

## 第十章 鎌倉時代平民文化と仏教

### 一 平民的仏教の勃興 (二五九)

鎌倉仏教の平民的色彩 (二五九)

臨済宗 (二五九)

曹洞宗 (二六〇)

正法眼藏隨聞記 (二六一)

日蓮宗 (二六三)

浄土宗 (二六三)

法然 (二六三)

一遍 (二六四)

親鸞 (二六五)

### 二 高僧の素性 (二六五)

高僧の平民出身 (二六五)

### 三 経文の仮字書 (二六六)

仮字交りの経文 (二六六)

## 第十一章 鎌倉時代前後に於ける地方文化の発達と仏教

### 一 地方の寺院と文化の発達 (二六八)

金沢文庫 (二六八)

中尊寺 (二六八)

# SAMPLE Shoshi-Shinsui.com

毛越寺	(一七〇)
嘉祥寺／無量光院	(一七〇)
豊後の富貴寺	(一七〇)
真木大堂	(一七一)
大分地方の石仏	(一七一)
厳島	(一七二)
清盛の写経	(一七三)
伯耆の大山	(一七三)
阿弥陀堂	(一七三)
大山の富強	(一七四)
出雲の鰐淵寺	(一七五)
二	
流謫の高僧と地方文化の発達	(一七六)
法然	(一七六)
親鸞	(一七七)
親鸞の門弟	(一七八)
高野山の法性と道範	(一七八)
第十一章 鎌倉・室町時代の経済と仏教	(一八一)
一 商業の発達と仏教	(一八一)
文化と経済	(一八一)
座	(一八一)
市 場	(一八一)
門前町	(一八二)

第十三章 室町時代の学問・芸術と仏教  
一 禅憎の文学と政治外交の顧問  
(二九〇)

寺院と問屋	(二八三)
二 金融業と仏寺	(二八四)
為替	(二八四)
割符	(二八四)
賴母子・無尽・質屋	(二八五)
三 交通の発達と社寺	(二八六)
旅行と寺院の旅宿	(二八六)
東閬紀行	(二八六)
道ゆきぶり	(二八六)
ふち河の記	(二八六)
筑紫道記	(二八七)
北国紀行	(二八七)
廻国雜記	(二八七)
富士歷覽記	(二八八)
東路のつと	(二八八)
東国紀行	(二八八)
吉野詣記	(二八八)
紹巴富士見道記	(二八八)
九州道の記	(二八八)

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

(一) 文字禅と政治参与	(二九〇)
文字禅の傾向	(二九〇)
文筆と政治	(二九一)
文筆の宗旨	(二九一)
夢窓国師遺誠	(二九一)
禅僧と幕府	(二九三)
外交の事に与る	(二九三)
金錢の宗教	(二九三)
大名と僧侶	(二九三)
五山の文学	(二九四)
竺雲等連	(二九五)
瑞漢周鳳	(二九五)
桂菴玄樹	(二九五)
万里集九	(二九五)
希世靈彦	(二九五)
桃源瑞仙	(二九五)
天隱龍沢	(二九五)
横川景三	(二九五)
景徐周麟	(二九六)
文学の隆盛	(二九六)
俗語体文章	(二九六)
(一) 民衆教育	(二九七)
教育の民衆化	(二九七)
下学集	(二九七)

## 二 教育の民衆化と仏寺

(二九七)

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

# SAMPLE Shoshi-Shinsui.com

## 第十四章 室町時代地方文化の発達と仏教

- 地方大名と僧侶の結託 (二〇七)  
(二) 長尾景仲と双林寺の一州正伊 (二〇七)  
(二) 太田道灌とその父道真 (二〇八)  
(三) 北条氏 (二〇九)  
北条氏綱 (二〇九)  
北条氏康 (二一〇)  
(四) 今川義元と臨済寺の大原崇寧 (二一〇)  
(五) 武田信玄と岐秀元伯ならびに快川紹喜 (二一〇)  
(六) 上杉謙信と天室光育ならびに益翁宗謙 (二一〇)  
(七) 織田信長と政秀寺沢彦 (二一〇)  
(八) 毛利元就及び隆元と竺雲惠心 (二一〇)  
(九) 吉川元長と西禅寺の周伯恵雍 (二一〇)  
(一〇) 菊池重朝 (二一〇)  
菊池氏／武時／武光／持朝／為邦 (二一〇)  
重朝 (二一〇)  
隈部思直 (二一〇)  
源基盛 (二一〇)  
(一一) 島津氏 (二一〇)  
島津忠良 (二一〇)  
桂菴玄樹 (二一〇)  
関東檀林 (二一〇)  
檀家制度の基 (二一〇)

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

## 第十五章 室町時代の時代相と仏教

### 一 下剋上の氣風 (三三九)

民衆一揆 (三三五)  
諸寺諸宗の争 (三三五)

本願寺の一向一揆 (三三九)  
日蓮宗の抗争 (三三〇)

天文法華の乱 (三三〇)  
臨済宗に於ける下克上 (三三〇)

南禅寺の山門の争 (三三〇)  
建長・円覚の争 (三三一)

相国寺の兵器蓄蔵 (三三一)  
悪僧の放火 (三三一)

### 二 僧侶の墮落 (三三一)

女犯 (三三一)  
肉食 (三三一)  
飲酒 (三三一)

禪寺の喫食 (三三一)  
職位の売買 (三三〇)

住持職の売買 (三三〇)  
禪寺の職位売買 (三三〇)

### 三 寺院僧侶の貴族化とその背景 (三三五)

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

## 第十六章 安土桃山時代の仏教

- 民衆勢力の増大 (三三五)
- 系図の偽作 (三三五)
- 織田氏の系図 (三三五)
- 豊臣氏の由来 (三三六)
- 徳川氏の系図 (三三七)
- 禅宗 (三三八)
- 淨土宗 (三三八)
- 日蓮宗 (三三八)
- 本願寺 (三三九)
- 本願寺の系図 (三四〇)

- 織田信長の使命 (三四一)
- 比叡山の焼撃 (三四一)
- 本願寺と信長 (三四三)
- 日蓮宗と信長 (三四三)
- 禪僧と信長 (三四四)
- 信長の強圧政策 (三四四)
- 秀吉の統一政策 (三四四)
- 平和の気運、復興の気運 (三四四)
- 僧兵の鎮圧／根来 (三四五)
- 高野 (三四五)
- 寺院の統制 (三四五)
- 諸宗の復興 (三四五)
- 寺院の造営 (三四六)

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

## 第十七章 江戸時代の仏教

東山方光寺大仏殿 (二四六)

### 一 初期に於ける復興の氣運

(二四九)

江戸時代社会秩序恢復の気運  
寺院の再建修復 (二四九)

(二四九)

寺社領の安堵寄進及び禁制 (二四九)

寺院法度 (二五〇)

各宗内の俊傑 (二五〇)

高野山 (二五〇)

新義真言 (二五〇)

日蓮宗 (二五〇)

浄土宗 (二五〇)

天海と崇伝 (二五〇)

沢庵 (二五〇)

### 二 元禄時代前後の復興

(二五三)

黄檗宗の開立 (二五三)

明末帰化人の影響 (二五三)

黄檗宗伝来の影響 (二五三)

隱元 (二五四)

道心 (二五四)

珪越 (二五四)

盤道 (二五四)

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

# SAMPLE Shoshi-Shinsui.com

諸宗の復興／新義真言	(三五四)
真言律	(三五五)
天台宗	(三五五)
曹洞宗宗統復古	(三五五)
<b>三 高僧の輩出</b>	(三五六)
臨濟宗白隱	(三五六)
古月	(三五七)
曹洞宗	(三五七)
淨土宗	(三五七)
本願寺	(三五八)
日蓮宗	(三五八)
<b>四 寺院の興隆</b>	(三五八)
寺院の造営	(三五八)
東大寺大仏殿	(三五九)
<b>第十八章 江戸時代仏教の衰微</b>	(三六〇)
一 仏教の衰微と文化的没交渉	(三六〇)
民心の仏教嫌厭	(三六一)
文学に見える仏教の衰微	(三六一)
論童弁	(三六三)
將軍の院号	(三六五)
絵画・彫刻	(三六五)

結  
語

- 佛教の消長 (三七七)
- 佛教と国民生活 (三七八)
- 佛教と日本歴史 (三七九)

四  
日本佛教の進路

- 僧侶の落伍 (三五六)
- (三五七)

三  
廢仏毀釈の影響

- 僧侶の淘汰 (三七〇)

- 僧侶の覚醒 (三七一)

- 福田行誠新規三策 (三七二)

- 福田行誠教法私批 (三七三)

- 本末制度 (三六九)

- 即身成仏 (三六八)

- 檀家制度 (三六九)

- 蓮華往生 (三六八)

- 宗旨安心の争 (三六七)

- 小児往生の論争 (三六七)

- 兩本願寺の本家争 (三六七)

二  
仏教衰微の諸因

- 改宗の禁止 (三六六)

- 宗名論訴 (三六六)

- 仏教音楽の変遷 (三六五)

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

## 凡例

- 一、本書は、辻善之助著『新訂 日本文化と仏教』（一九五一年、春秋社刊行）を底本として、その文章の全てを収めたものである。著者が本書「例言」において「本書の主眼とする所は、日本仏教の文化史的観察を試みその概要を括約せんとするにあり」と述べている事を踏まえ、本版では書名を「日本仏教文化史入門」と改めた。
- 一、本書では漢字は新字体で表記した。旧字体ではなく別体扱いの字は別体のままに表記した。
- 一、本書では新仮名遣いで表記した。ただし引用史料はそれが原文であるか否かにかかわらず底本の仮名遣いのままとした。
- 一、現今一般的の感覚で送り仮名が甚だ読みにくく感じられるだろう場合には、それを加減した。
- 一、読み仮名ルビを附加した（旧仮名遣いの引用文に附加したものは旧仮名遣いで表記した）。底本にある読み仮名ルビは全て生かしてある。
- 一、踊り字（繰り返し記号）は、地の文中では「々」のみを使用した。二の字点は「々」に置き換えた。
- 一、合略仮名（仮名合字）は現今通用の仮名で表記した。
- 一、鉤括弧の使用は底本のままとした。
- 一、註に番号数字のあるものとそうでないものとがあるが、これは底本のままである。
- 一、現今、漢字表記が避けられる傾向にあるものを、地の文に限り仮名表記に置き換えた。置き換えたものは五十音順に次のとおり。送り仮名・活用形・踊り字の有無は代表例のみを表示。
- 并る（あわせる）、雖も（いえども）、聊か（いささか）、孰れ（いずれ）、苟も（いやしくも）、愈々（いよいよ）、況や（いわんや）、印度（インド）、嘗て（かつて）、糀（キロメートル）、斯う（こう）、茲（ここ）、斯の（この）、此（この・かく）、之（これ）、是（これ・ここ・かく）、曩に（さきに）、屢々（しばしば）、乃ち（すなわち）、其（その）、抑々（そもそも）、啻に（ただに）、兎に角（とにかく）、并に（ならびに）、波斯（ペルシャ）、略（ほほ）、亦（また）、儘（まま）、寧ろ（むしろ）、米（メートル）、齋す（もたらす）、固より（もとより）、稍々（やや）、仍て（よって）、纔か（わずか）

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

日本仏教文化史入門

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

例　言

一、本書は曾て出版した小著『日本文化と仏教』に増訂補修を加えて改版したものである。

一、本書の主眼とする所は、日本仏教の歴史的観察を試みその概要を括約せんとするにあり、仏教を以て文化の一要素とし、一般社会及び思想界ならびに政治関係に多くの注意を払うことに努めた。著者が別に公にせる日本仏教史（その一部、上世篇、中世篇の一、二、三、四、五、既刊、近世篇未刊、岩波書店発行）の略本とも称すべきものである。

昭和二十六年十月

辻　善之助

緒 言

日本文化と仏教の関係について二つの見方　日本文化と仏教の関係を考えるに当っては、自ら二つの見方がある。その一は、仏教が日本の文化に及ぼした影響であり、その二は仏教が如何に日本文化へ融合したかということである。

**仏教の影響** 第一の仏教が日本文化に及ぼした影響としては、或いは直接に或いは間接に、我が国の文化は仏教の影響を受けて居るのであるが、それはどこまでが仏教直接の影響であるか、或いはどこからが間接の影響であるか、これを抽象して考えることは困難な問題である。所謂仏教の影響というものは、多くは仏教に伴う大陸文化の影響であり、大陸文化は殆んど總て仏教の媒介に依つて我が国に入つて来て新文化を興隆したものであつて、思想に於ても、学問に於ても、芸術に於ても、或いは政治に於ても、経済に於ても、また風俗に於ても、その他社会の各方面に於てこれが及ぼした勢力は、広く且つ深いものがある。その一つがかなり大きな問題をなすのである。

仏教の融合　第二の仏教の日本文化への融合ということに就いては、所謂日本仏教というものの成立、

又仏教が日本民族性の特質を受けたということ、或いは各時代に於て、それぞれその時代の文化の特異の徵候を現わして居るということが考えられる。

これ等の問題に就いて、右の両様の観点から、概括的に仏教と日本文化の交渉に関し、時代を逐いながら、大体の観察をしてみようと思う。

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

## 第一章 聖徳太子の出世

**仏教渡来と聖徳太子** 欽明天皇の御代に仏教が渡来して後凡そ五十年間は、神祇即ち固有の国民思想との交渉の為めに費されたのである。その神祇との交渉は、外国文化に対する進歩主義と保守主義との衝突であり、同時に又外交政策の問題、又皇位継承問題等の事情が絡み合って、複雑錯綜したものであった。その結果は、蘇我氏の勝利となつて、新文化が採取せられた。

**国民精神と仏教の融合** 即ちこの凡そ五十年間という時期は、仏教が国民思想と融合せんとする悩みの時期であつた。さて聖徳太子が間もなく世に出られ、仏教はいよいよ国民精神に融合せられ始めたのである。

**当時の社会状態** 聖徳太子の出世せられた当時は、氏族制度に於て多年の間に醸された弊害が著しく現われた時代である。氏族の兼併による豪族の跋扈と、それに依つて起つた皇室の式微、これが弊害の一。氏族の党争による内政の紊乱と外交の失敗、これが弊害の二。次に職業の世襲による文化の停滞、これが弊害の三である。これ等が弊害の主なるものであつた。聖徳太子は、この時弊を改めて人民を救

済し、新日本を建設し、国民の自覚を促さんことを努められたのである。

**朝鮮との交渉**　当時我が国は朝鮮問題に於いてしばしば失敗をかさねて居たのである。これより以前、欽明天皇の御代には、氏族党争の結果遂に朝鮮半島に於ける領地を失い、欽明天皇は悲痛極まりなき詔を遺され、皇太子の手を把つて後事を嘱し、汝・須らく新羅を討ち任那を立てて元の如くならしめば朕は死すとも恨むことなし、と仰せられて崩御ましたのである。その後、敏達・崇峻両帝の御代に於て、しばしばその回復を図り、次いで推古天皇の御代に及んで、聖徳太子は特にその回復に意を用いて、幾度か兵を送られたのであったが、遂に十分の効果を収めることができなかつた。

#### 聖徳太子の精神

斯様にして朝鮮半島に於ける我が国の勢力は地を掃つて消滅しようとしたのである。

ここに於て日本は当時の国際間の競争に劣敗者たるの地位に立つの已むを得ざるに至つた。この善後策を図つて、支那と対立して我が国の地位を向上せしむるためには、根本から国を建て直して新文明を吸収しなければならぬ。我が国の文化は支那と較べてみると遙かに段違いであつた。故にどうかして対等の地位にまで漕ぎつけなければならぬというのが、聖徳太子の主義であつたと思う。太子の総ての事業は、この精神から出て居るのである。

#### 内治の確立

支那と対立する為めには、先ず国内を固めなければならぬ。従来の如く豪族が割拠して居るような有様では、到底支那と競争することはできない。そこで氏族政治の形式を廢して、皇室を中心仰ぎ、国民の一致團結を図つて中央に権力を集中し、國家組織の統一を図らなければならぬ。この大精神が、太子の憲法制定となつて現われたのである。国史を編輯せられたのも、曆法を制定せられたのも、冠位を制定せられたのも、何れも皆支那と対等の地位に立とうという精神から出たのである。

**文化の向上と仏教** 殊に、日本を支那と同等の地位に進めて、国民を精神的に救済し、その開発を図るためには、仏教が最も必要であった。日本をして支那と同等の文化を得しめるためには、先ず仏教を奨励しなければならなかつた。何となれば、当時の文化は仏教を離れてはこれを輸入することがむつかしかつたからである。その意味からして太子は十七条の憲法の第二条に於て、「篤く三宝を敬え、三宝とは仏法僧なり」と仰せられたのである。即ち聖徳太子の仏法興隆は唯その御信仰からのみ來たことではなくして、他の文化事業と同じく太子の国家主義から出て居ることである。仏教奨励ということは、一つの手段たるに過ぎないので、単に仏教宣伝のための奨励ではなくして、国民精神を樹立し、一般文化を促進し、国家を統一するための仏教奨励であつたのである。

**仏教の日本化** 太子は高麗より来朝した僧惠慈えいじについて仏学を受けられ、よくその奥義に達し、推古天皇のために經を講じ、また勝鬘・維摩・法華の三經の義疏を作られた。この三經義疏は、今にその本文が伝わり、また法華義疏は太子の自筆稿本と認めるべきものが皇室御物として今に保存せられてある。その述作に當つては、もとより支那で出来た經疏を参考にせられたのではあるが、而も決してそれに泥むことなく、自主独創の考を以て、これに批判を下し、厳重に取捨撰択を加えられた跡が歴々として微することができる。

聖徳太子の出世は、仏教が日本化するためには最も幸なことであつた。太子が夙く自ら仏教を研究し、よくこれを咀嚼し、これを自分のものとして宣伝せられたために、仏教は早く国民精神と同化することができたのである。これを後世に於けるキリスト教伝来当時の事情と較べてみると、思い半ばに過ぎるものがある。キリスト教伝来の当初には、聖徳太子の如くよくこれを理解する人が出なかつた。そ

の宣伝は主として外国宣教師の手に依つてせられ、日本人がこれを自分のものとするまでには至らなかつたのである。それが尠からずキリスト教の日本化の上に妨げをなしたことであろうと思う。仏教は初めから日本人自らがよくこれを扱うことができた。そのために国民精神との融合に向つて容易に進むことができたのである。

## 十七条憲法本文

一曰。以シ和為貴ト。無ソ忤為宗ト。人皆有ノ党。亦少シサトナル者。是以或不順君父。乍違于隣里。然シ上和下睦ビテ。諸於論事。則事理自通。何事不成。

二曰。篤敬三宝。三宝者仏法僧也。則四生之終帰。万化之極宗。何世何人。非貴是法。人鮮シ尤惡能教従之。其不帰三宝。何以直枉。

三曰。承詔必謹。君則天之。臣則地之。天覆地載。四時順行。万氣得通。地欲覆天。則致壞耳。是以君言臣承。上行下靡。故承詔必慎。不謹自敗。

四曰。群卿百寮。以礼為本。其治民之本。要在乎礼。上不礼而下非齐。下無礼以必有罪。是以群臣有礼。位次不乱。百姓有礼。国家自治。

五曰。絕餐棄欲。明弁訴訟。其百姓之訟。一日千事。一日尚爾。況乎累歲。頃治訟者。得利為常。見賄聽讞。便有財之訟。如石投水。乏者之訴似水投石。是以貧民。則不

六曰。懲惡勸善。古之良典。是以无匿人善。見惡必匡。其諂詐者。則為下覆國家之利器。上為

知所由。臣道亦於焉闕。

六曰。懲惡勸善。古之良典。是以无匿人善。見惡必匡。其諂詐者。則為下覆國家之利器。上為

SAMPLE  
Shoshinsui.com

下絶ツ人民ソ之鋒劍ト。亦佞媚者ハ。對シテハニ上則好シテギハ說スノゾ下過ハバニチ。逢ハシ下則誹スノゾ謗キノハ上失スノゾ。其如シキノハ此人ノ。皆无ク忠レルセノ於ハ君ニ。無シ仁ムグミ於ハ民ニ。是大亂之本也。

七曰。人各有リ任掌ト。宜シタク不シタク濫ラバ。其賢哲任スレバ官ト。頌音チツ則起タリ。奸者有シ官ト。禍亂則繁チシ。世少シ生シタガラ知ルアリキ。勅念作ヒツヒツ聖ト。事無シタケ大少ト。得シタケ人必治ソスリ。時無シタケ急緩ウタニシナリ。遇シタケ賢自寬シカジナリ。因シタケ此國家永久シテシテ。社稷勿シタケ危ク。故古悉敗シタケ。

聖王メニノタマソ為メニシメ官以求シタケ人ト。為メニシメ人不シタケ求シタケ官ト。

八曰。羣卿百寮ト。早朝晏退シタクシタクケ。公事靡モロキコト鹽シモロキコト。終日難シタクシタク尽シタクシタク。是以遲朝シタクシタク。不逮シタクシタク于急シタクシタク早退シタクシタク。必事不シタクシタク盡シタクシタク。

九曰。信是義本シテシテ。每シタクシタク事有シタケ信ト。其善惡成敗シタクシタク。要在于信シテシテ。群臣共信シタクシタク。何事不成シタクシタク。群臣無シタケ信ト。万事

十曰。絕ツ忿棄ソシモズ眞ト。不シタケ怒シタケ人違シタケ。人皆有リ心ト。心各有リ執スルトコト。彼是シタクシタク則我非シタクシタク。我是シタクシタク則彼非シタクシタク。我必シタクシタク。非シタケ聖ト。彼必シタクシタク非シタケ愚ト。共是凡夫耳ト。是非之理シタクシタク。詎能可シタクシタク定シタクシタク。相共賢愚シタクシタク。如鑑无シタクシタク端ト。是以彼人雖シタクシタク。

十一曰。明察功過シタクシタク。賞罰必當シタクシタク。日者賞不シタクシタク在シタクシタク功ト。罰不シタクシタク在シタクシタク罪ト。執事群卿シタクシタク。宜シタクシタク明賞罰シタクシタク。

十二曰。國司國造シタクシタク。勿斂百姓シタクシタク。國非シタクシタク二君ト。民無シタクシタク兩主ト。率土兆民シタクシタク。以シタクシタク王為シタクシタク主ト。所任官司シタクシタク。皆是シタクシタク。

十三曰。諸任官者シタクシタク。同知職掌シタクシタク。或病或使シタクシタク。有シタケ闕シタクシタク於事ト。然得シタケ知之日ト。和シタクシタク如シタクシタク曾識シタクシタク。其

十四曰。群臣百寮シタクシタク。無シタケ有シタケ嫉妬シタクシタク。我既シタクシタク嫉人ト。人亦嫉シタクシタク我ト。嫉妬之患シタクシタク。不シタケ知其極シタクシタク。所以智勝シタクシタク於己ト。則不シタケ悅シタクシタク才優シタクシタク於己ト。則嫉妬シタクシタク。是以五百歲之後シタクシタク。乃令シタクシタク遇シタクシタク賢ト。千載以難シタクシタク待シタクシタク一聖ト。其不シタケ得シタクシタク聖

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

賢一何以治國。十五曰。背恩向公。是臣之道矣。凡人有私必有恨。有恨必非同。非同則以私妨公。憾起則違制害法。故初章云。上下和諧。其亦是情歟。

十六曰。使民以時。古之良典。故冬月有閑。以可使民。從春至秋。農桑之節。不可使民。其不農何食。不桑何服。

十七曰。大事不可獨斷。必與衆宜論。少事是輕。不可必衆。唯逮論。大事。若疑。

有失。故與衆相弁。辭則得理。

### 十七条憲法口訣

第一条 すべて何事にも上下相和する事が最も大切であり、人と争わぬが専一である。凡て人には朋党があつて、達識を具えた者は甚だ少い。為めに一身一党的利害に拘わつて、或いは君父に背き、或いは隣人と仲違にする。上下和睦して相共に事を論究したならば、事の道理も自ら明になつて、何事も成就せぬことはない。

第二条 篤く三宝を敬え。三宝とは仏法僧をいう。この法は、一切の生物の根源であり、万物の本体である。故に何れの世何れの国でも、この法を貴ばぬものはない。元来非常な悪人というものは世間にはないものである。故に如何なる人でも、善き教を以てよく教え導けば、必ず善に化するものである。かような教こそ、三宝であり、この教によらねば、枉まがつた者を正す事はできない。

第三条 詔を受けたならば、必ず謹んで奉戴せよ。君は天であり、臣は地である。天、上にあつて

万物を覆い育くみ、地、下にあつて、人畜山川を載せ、安じている。これによつて春夏秋冬順序正しくめぐり、人畜草木も生長する。若し地がその分を忘れて天を覆わんとしたならば、万物は破壊するのみである。故に天たる君の言行には、地たる臣下は承け従うて、始めて国はよく治まるのである。故に詔を受けたならば必ず慎まねばならぬ。慎まなかつたならば、万事はすべて破滅する。

第四条 百寮官人は、礼を以て本としなければならぬ。民を治むるの根本は、礼を正すことにあら。上に立つ者に礼がなければ、下が乱れて國が治まらない。又下にある者に礼がなければ、ついに罪を犯すに至る。これに反して群臣皆礼節を守れば、上下の次第が乱れず、万民すべて礼讓を守れば、社会の秩序も整い、國家は自ら治まる。

第五条 訴を裁く者は、私利私欲を絶つて、公明正大に事を弁ぜねばならぬ。人民の訴訟は、一日の間だけでも非常に多い。まして年を重ねたならば、實に夥しい数にのぼる。然るにこの頃、訴訟を裁く者は、常に私利を思うて、賄賂の多少によって訴を聽いている。従つて富者の訴えは、石を水に投げ込む如く、如何なる事でも直に取り納められるが、貧者の訴は恰も水を石に投げるが如く、少しも受け附けられない。為めに貧民はとりつくすべもない。かような有様では、臣たるもの道にも背くわけである。

第六条 惡を懲し善を勧めることは、聖賢の道である。人の善を見ては、これを蔽い隠すことなく、人の惡を見ては、これを正さなければならぬ。凡そ諂ひ訴る者は、國家を覆し、人民の生命を絶つ所の鋒剣である。又邪佞にして媚びる者は、上に向つては下の過失を説き、下に対しても

上の失策を誹る。かかる人物は、君に対して忠なく、又民に対して仁なき者であり、大乱を起す本となる。

第七条 各官人には各々その職責があるから、人の賢愚適否を考えないで、濫りに任用してはならぬ。賢人が官に任せられれば、政正しくして、頌讃の声自ら起り、奸者が官につければ、私心を恣にして、禍が続々起るであろう。凡そ世には、生れながらの賢人聖人は稀である。一言一行を疎にせず、日夜修業につとめて、始めて聖人となる。かかる人を適所に任用したならば、事の大小となくよく治まり、時の緩急となく、自ら安らかになるであろう。かようにして国家は永久に榮え、社稷は平和を保つ事ができる。故に古の聖王は官の為に人を求め、人の為に官を求めるなかつた。

第八条 公職にある者は、早く出勤して遅く帰るよう心懸けよ。公務は忽せにしてはならぬ。終日つとめても、十分になし尽す事はできない。まして遅く出勤すれば、急を要する公務に間に合わず、早く退庁すれば、公務を尽すことはできない。

第九条 信は義の本である。政を為すに、事毎に信を以てしなければならぬ。何となれば、事の善くなるのも悪くなるのも、或いは成功するのも失敗するのも、要する所は、信の有無に帰する。故に群臣共に信を以てすれば、何事も成就せぬことはない。これに反して、群臣信なければ、万事悉く失敗に了るであろう。

第十条 心に憤を懷き、表に怒の情を露わしてはならぬ。たとえ人が己が意見に違うても、怒ってはならぬ。人には各々その心がある。その為めに、各我執に拘われ、彼の是とする所を我是非と

し、我の是とする所を彼は非とする。然しながら、我必ずしも聖人でなく、彼必ずしも愚人ではない。共に凡夫に過ぎない。何れが是、何れが非であるかを、誰か定め得ようぞ。共に賢でもあり、愚である。恰も環に両端のないよう、賢愚何れとも定められない。故にたとえ人が我に対して眞の情を露しても、我は怒ることなく、却つて自分の過失を恐れ慎まねばならぬ。又たとえ自分独りよくできる事であつても、衆と協同して事を行わねばならぬ。かようにして国の政治まり、人々相和することができる。

第十二条 功績と罪禍を十分に明らかにし、功ある者は必ず賞し、罪ある者は必ず罰するようにしなければならぬ。然るに、この頃は、功なくして賞を与えられ、罪なくして罰せられる者がある。政治に与る人々は、賞罰を公明正大にしなければならぬ。

第十三条 国司国造は、濫りに人民からとりたててはならぬ。国に二人の君なく、民に両人の主は無い、山の奥海のはてに至るまで、すべて天皇を主と戴き、朝廷から任命せられた地方官も、皆王臣にほかならないのである。故に地方官が朝廷と同じように、私税を課し人夫を私用して民を苦しめてはならぬ。

第十四条 すべて官吏は職務上責任をもたねばならぬ。病氣で欠勤したり、或いは使に出張して勤めを闕く場合にも、病が癒え或いは使命を果して還り、出勤した時には、同僚と和合して、不中の事務も、前よりよく識つて居たように処置せよ。自分が関係しなかつたからとて、その責任を回避して、公務を妨げてはならぬ。

第十五条 群臣百寮はお互に嫉妬してはならぬ。己れ人を嫉めば、人もまた我を嫉んで、果てし

がない。智慧が己れより勝れて居るとしてこれを悦ばず、才能が己れより優つて居るとしてこれを妬む。かような有様では、よし聖人賢人が居ても、人の嫉妬に妨げられて顯れない。或いはたとえ五百年にして一賢人を得ることがあるとしても、聖人に遇うことは千年待つてもできないであろう。若し聖人賢人を得なかつたならば、どうして国を治める事ができようか。

第十五条 私心を捨てて公事に向うは、臣たる者の道である。凡て私心を以て事をすれば、必ず恨みがあり、不平を起す。その為に不和を生ずる。不和を生ずれば、結局私事を以て公務を妨げる。又不平を起せば、法制を犯し破るような事が出来る。故に初めの章に、上下和睦せよといふたのも、またこの意味を述べたのにほかならぬ。

第十六条 人民を公役に使うに、民の暇ある時を選ぶことは、古よりの定めである。冬月は暇があるから、民を公役に就かしめてもよいが、春から秋にかけては、農作養蚕の忙しい時であるから、公役に使つてはならぬ。若しこの時に民を使つて農桑の業を妨げたならば、民は何を食い何を衣ようか。

第十七条 凡て重大事件は、独断を以て決してはならぬ。必ず衆と共に十分評議をして後行え。小事は軽いから、敢えて一衆と議するにも及ばないが、大事に至つては、失策するの恐れがある。衆と共に十分論議すれば、如何なる大事でも正理にかない過失なく行われる。

## 第二章 奈良時代

**中大兄皇子の大化革新** 聖徳太子の憲法制定及び仏法興隆は、新日本の樹立と日本文化の向上とを以て目的とせられたのであるが、この聖徳太子の理想は、孝徳天皇の御代になり、中大兄皇子の大化の革新によつて実現せられた。ここに於て氏族制度は崩壊し、中央集権による国家統一の事業がとにかく成就した。この大化革新の気運を促進してこれを実現せしめたものは、僧侶の力に依る所が多いのである。

さきに隋・唐に遣わされた留学僧が追々に帰朝し、これによつてもたらされた新思想や新知識に依つて、大化新政は為し遂げられたのである。

**聖武天皇と奈良時代の文化** この理想と主義とは、更に奈良時代に及んで聖武天皇に依つて強調せられたのである。その傾向は仏教の上に現われて居る。聖武天皇の御代は、仏教の盛んなること殆んど前後にその比を見ず、奈良の都と共にその花を咲かせたのである。諸国に多くの寺塔が建設せられ、中にも東大寺の建立（じょうだい）と国分寺の創設とは、国民文化の発達の為めに非常な刺戟を与えたものと言わなければならぬ。

### 国家意識の発揚

そもそも奈良時代の文化は、一般には支那唐代の文化が直訳的に移植されたものとして、凡て彼の模倣であったと言われて居る。それも一面の事実ではあるが、その中に於て、自らこれに対立すべき日本独特の文化の萌芽が現われて居るということも認めなければならぬ。試みにこれを挙げてみれば、先ず奈良の京都である。奈良の京都は支那の制度を模したものには相違ないが、その中に自ら彼に対立して、我が国にも彼の如き都制が定められてあるということを示すことに於て、文化独立の思想が現われて居るというべきである。古事記・日本書紀及び風土記の編纂せられたのもまたその例である。古事記は生の伝説をそのまま記録したものではない、古来の伝説や神話を統一して編纂したものである。日本書紀の如きは殊に漢文を以てこれを記し、所謂神勅を初め幾多の古来の伝説に関する記録を整理したものである。風土記は各地方の来歴を記したもので、何れもその古くして由来するところ久しいものがあることを示したものである。又、御歴代の天皇の諡号を定められたのも、もとより唐風の模倣に出でたことは相違ないが、同時に支那に対する対立の観念が根柢に横たわって居るのである。又、日本の国名は、古くは「ヤマト」といつて居たのであるが、それを「日出づる所」という意味に於て「日本」という国名に定めたということも、またこの時代に於ける国家意識の発揚とみるべきものであろう。

### 東大寺と国分寺

斯様な時代の思想からして、東大寺が建てられ、国分寺が創められたのである。これは濫りに寺を建立し、国費を尽して仏に供すといつて、江戸時代の学者などは非難したのであるが、その根本思想に於てはそうではない。聖武天皇はただ仏教を信仰遊ばされたばかりでなく、仏教に依つて我が国の文化を向上し、大いに支那の向うを張ろうという御考からせられたことと思う。東大寺

は三国一の大伽藍と称せられて居るが、今日遺つて居るものでさえ、尚お世界に於ける木造建築の最大なるものと言われて居る。而も今日の東大寺は元禄時代の再建にかかるものであつて、古く聖武天皇が天平時代に創立せられた東大寺の規模は、一層大なるものであつた。それは東西二百八十四尺余、南北百六十六尺余である。元禄に再建して今日残つて居るところのものは、東西百八十八尺余で、南北は天平時代と同じである。即ち天平当時のものは東西に於て凡そ九十六尺ばかり大きかつたのである。これは実に天皇が外国に対して、我が誇を示すべく造られたものであつて、その本尊として造られた大仏は今尚お我等が仰ぎみる如く宏壮なるものであつて、實に当時の朝野の力を傾けて造つたものである。世界に稀なる大作として、日本文化の進歩を示さんとする意氣の現われとして見るに足るものである。国分寺は唐の大雲寺の制度に倣つて始められたものらしい。その事の詳細は拙著日本佛教史之研究及び日本佛教史上世篇に載せて置いた。その制度も支那に倣つたとは言いながら、やはり支那に負けないだけのものを造ろうという御考から創められたものと思われる。

### 仏教と政治

東大寺の建立及び国分寺の創設は、右に述べるが如く、仏教に依つて我が国の文化を促進し支那に対立せんとする意識を以てせられたことであるが、それと同時に又国家統治の組織と相照応して政治宗教の関係の妙用を發揮して居るのである。即ち政治上には、中央に朝廷があつて地方に国司がある如く、仏教の上に於ては、東大寺が中央の総国分寺として地方国分寺の上に立つて居たのである。但し、この総国分寺ということは、もとよりその名称が制度の上にあつたというのではなく、その意味を有するというに過ぎないのであるが、とにかく、地方の国司が俗界に於て支配権を持つて居る如く、国分寺は地方に於ける祈願所として、精神界に於て民衆を支配し、これに対して中央には東大寺が

あつて、相俟つて中央及び地方統治の聯絡を図つたのである。これを見ても、當時如何に仏教が国民精神と融合したかが想像せられるのである。

### 国分寺創立の詔

朕薄徳を以て忝くも重任を承けたり、未だ政化を弘めず、寤寐に慚ること多し、古の明主は皆先業を能くして、國泰らかに人樂しみ、災除き福至る、何の政化を修して能く此道を臻さむ、頃者年穀豊らず、疫癘頻に至る、懲懼交々集まりて、唯勞して己を罪す、是を以て広く蒼生の為めに、遍ねく景福を求む、故に前年駿を馳せて、天下の神宮を増飾し、去歲普く天下をして、釈迦牟尼仏の尊像高さ一丈六尺なる者各一鋪を作り、并に大般若經各一部を写さしむ、今春より已來、秋稼に至り、風雨序に順うて、五穀豊かに穰り、此乃ち誠を徵し、願を啓くこと、靈覵答ふるが如し、載ち惶れ、載ち懼れて、以て自ら寧すること無し、經を案するに云ふ、若し国土有りて、此經王を講宣読誦恭敬供養し流通せば、我等四王常に來り擁護して、一切の灾障皆消殄せしめ、憂愁疾疫も亦除き差えしめん、所願心に遂ひて、恒に歡喜を生ぜん者り、宜しく天下の諸国をして、各々七重の塔一区を敬ひ造り、并に金光明最勝王経・妙法蓮華経各十部を写し、朕又別に金字金光明最勝王経を写して、塔毎に各一部を置かしめんと擬す、冀ふ所は、聖法の盛なること天地と与にして永く流へ、擁護の恩、幽明に被りて、恒に満んことを、其れ造塔の寺は、兼ねて國華と為り、必ず好處を択んで實に長久なるべし、近人は則ち薰冕の及ぶ所を欲せず、遠人は則ち衆を勞して帰集することを欲せず、<sup>(3)</sup>国司等各宜しく務めて嚴飾に存して、兼て潔清を尽すべし、近くは諸天を感じて、庶幾く

ば臨護せしめんことを、遐邇に布告して朕が意を知らしめよ。

- (1) 九年十一月使を諸国に遣して諸社を造らしめたること。
- (2) 神仏が願を納められたること。
- (3) あまり里に近くして臭みのある所、またあまり里に遠くして人の集まりにくき所を避ける。

**国家統一の完成** 斯くの如くして国勢大いに発展し、東北拓植の業もまた著しく進み、国力は大いに充実したのである。聖武天皇が奈良の大仏建立の前に、近江の甲賀に大仏建造を企てられたことがあつた。その時の詔に「天下の富を有つものは朕なり、天下の勢を有つものは朕なり」と仰せられた。その御意氣の壮大なることは、ただに天皇が豪華を好み給いし御氣質から仰せられたとのみ見るべきではなくして、実にその時代の雄大なる精神の発露であつたのであり、国家統一の事業の完成を表象し、国民自覚の盛んなることを示す所以であろうと思う。

**国民自主観念の発露** 奈良時代は右に記した如く、一般に国民の自主観念が著しく発達して居つた。その国民の自主観念の発露として、この時代に造られた彫刻の銘の文句に、天下国家の為めの祈願の意を含めたものが多いことにも注意すべきである。即ち天皇に対し奉り、その御幸福を祈る為めに誓願を籠めたものの多いことは、支那では殆んど見られない例である。又この時代に於ける祈禱が国家の為めにするものの多いのを見ても、当時の国民思想の傾向を窺うに足るものがあろう。

**仏教信仰の趨勢** そもそも仏法渡来の初めに當つては、これを奉ずるものは、恐らくは唯外国から新たに渡來したものとして、一つには外國の事物に対する物珍しさからこれを奉じたものと思われる。又外国崇拜からこれを奉じたものもあり、尚お又外国と交際の上からこれを礼拝したものがあろうと思う。

「西蕃の諸国皆之を礼す、我が國ひとり背かんや」ということは、蘇我氏の主張した所である。これに依つても外国との交際の上から仏教を奉じなければならぬという考があつたことが解る。既にして経文を習い、漸くその義に通ずるに至つては、現世の利益を祈ることが盛んに行われた。中にも病気に対する祈禱が最も著しく現わされて居る。寺を建て仏像を造り経文を書写することは、多くは病気に対する祈禱の為めであった。然るに奈良時代前後からはその祈禱に国家的のものが多い。これに依つてもこの時代の趨勢が察せられる。尚お又奈良時代には悔過<sup>カケハ</sup>ということがあって、薬師悔過・吉祥悔過・阿弥陀悔過といふような悔過の儀式が頻繁に行われた。悔過は即ち毎年国家又は個人の罪障を懺悔し、災禍を除かれんことを、その本尊即ち薬師如来・吉祥天・阿弥陀如来に祈願するのである。古くは、天武天皇の御惱平癒祈願の為めに、朱鳥元年（西暦六八六）に宮中に於て悔過を修せられた。聖武天皇天平十一年（七三九）には五穀成就を祈つて七日七夜の悔過を行われたことがある。天平十六年には天下諸国をして、一七日の薬師悔過を修せしめられた。淳仁天皇天平宝字三年（七五九）には天下の諸寺をして、毎年正月吉祥悔過を行わしめたといふことがある。斯くての如く国家の為めの悔過、天下の安寧を祈る為めの悔過を行ふというところに、この時代の仏教の特質が現わされて居る。ここに又国民の自覚の閃きを認めることができる。

### 経文と自主精神

<sup>こんこうみよう</sup> 経文にも金光明最勝王經或いは仁王經<sup>じんのう</sup>

い万民の平安を祈る経文が多く読まれたのである。これは国民の自主觀念の萌しに依つて、自ら経文もこれに適応したものを選び、従つてこれ等の経が多く用いられたことと思う。

### 金光明最勝王經

金光明最勝王經の滅業障品には、この鎮護国家の趣意が示されて居るのである。即ち

仏の大光明に依つて五濁悪世の真相が暴露せられ、一切衆生の業障が顕われる。それが懺悔に依つて總べて滅除せられ、衆生が輪廻の罪から脱却して菩提仏果を得る。この經を講宣流布する所には、國土人民は諸天に護られて種々の勝れた利益を得る。その利益の中に國土の四益というものがある。それは一つには國王無病 諸の災厄を離る、二つには寿命長遠にして障礙あることなし、三には諸の怨敵なく兵衆勇健、四には安穩豊樂にして正法流通す、何を以てのゆえに、斯くの如き人王は常に釈迦四天王薬叉之衆ともに守護をなすがゆえにといふのである。これと同じ意味のことが、天平十三年の國分寺創立の詔にも引用せられて居る。即ちその詔には「經を案ずるにいはく、もし國土有つて、この經王を講宣誦誦し、恭敬供養し、流通せば、我等四王、常に来つて擁護し、一切の災障皆消殄せしめ、憂愁疾疫また除き差えしめん、所願心に遂ひて、恒に歡喜を生ぜんてへり」とある（經王とは最も勝れた經という意）。この句は滅業障品より採つたものである。四天王護国品にもまたこの意味が敷衍せられてある。斯くの如く、國家を護る為めの經文が特に重んぜられて読まれて居たのである。

**仁王經** 奈良時代の前後には、尚お金光明最勝王經と相並んで、仁王經が多く読まれた。これに依つて仁王会が起つた。この仁王經というのは具さには仁王護国般若波羅密多經といい、やはり大体に於て金光明最勝王經と同じ趣意のもので、國王が常によく般若波羅密を受持し、これを宣伝し、正法を流通する所には、諸天善神が來つて国家を守護するというのである。仁王会は即ち国家を護るところの法であつて、仁王經を講じて、これを供養し、以て國家安穩を祈るのである。これは齊明天皇の六年（六六〇）に初めて見え、聖武天皇の御代から平安時代にかけて盛んに行われて居る。平安時代清和天皇の時に当つては、御一代一度の制を立てられた。これを大仁王会といい、御即位の初めに行わせられる。ま

た普通の仁王会は春秋二季に行われる。地方の諸国に於てもこれを行つた。朝廷に於ては後深草天皇の御代まで行わせられたが、地方の諸国では平安時代の末から行われなくなつた。斯くの如く仁王経に見ゆるところの護国思想は、国民精神に結びつき、ここに仁王会の儀式を醸し出したのである。

SAMPLE  
Shoshi-Shinsui.com

### 第三章 思想界ならびに学問芸術界に及ぼせる影響

#### (一) 祖先崇拜

氏寺 仏教は我が国古来の祖先崇拜の思想と融合して、氏寺なるものを起したのである。その実例のうち夙く現われたものを二三挙げてみる。

一、山階寺（即ち後の奈良興福寺）これは鎌足・不比等などの中臣氏の氏寺である。

一、別に中臣寺、一名藤原寺、尚お又一名法光寺というのである。これは同じく中臣氏の一族で国足及びその子の意美麻呂の氏寺である。（拾芥抄・尊卑分脈・伊呂波字類鈔）

一、巨勢寺 巨勢氏の氏寺である。日本書紀の朱鳥元年の条に、巨勢寺に封二百戸を施すということがある。

一、山田寺 これは蘇我倉山田石川麻呂の寺である。（法王帝説裏書・日本書紀・山田寺縁起）

一、檀林寺 橘氏の氏寺で檀林皇后の建てられた寺である。（僧綱申文承徳二年十一月嚴濟状）

一、西琳寺 文氏の寺である。（西琳寺文書康平六年正月文清明譲状）

一、額安寺 宗岡氏の寺である。宗岡氏の一族が代々別当職を相伝した。

（額安寺別当職相伝次第）

この外、平安時代には藤原氏の一族がそれぞれその家の寺を建てた。これは後に述べる。

**国忌** 次に国忌ということも仏教と祖先崇拜の思想の融合に依つて起つたと見るべきものであろう。持統天皇の元年（六八七）九月九日に、天武天皇の御一周忌に当たつて、国忌の斎を京師の諸寺に設けられたのが始まりである。翌年二月十六日に詔して、自今以後国忌の日に必ず斎を設けしめられた。文武天皇の大宝二年（七〇二）十二月二日至り、天智天皇崩御の十二月三日と、天武天皇の崩御の日九月九日とを国忌として、政務を廃せられ、淳仁天皇の御代には母后的国忌を設けられてより、代々国忌の数が多くなった。桓武天皇延暦十年（七九二）に至り、国忌には親を加え疎を除くこととなり、延喜式には、天智・光仁・桓武・仁明・文徳・光孝の御六代の崩御の日と、三大后的忌日を載せてある。この後、文徳天皇と三大后とを除き醍醐天皇を加え、即ち天智・光仁・桓武・仁明・光孝・醍醐の御六代の崩御のみを、歴世不变の国忌と定められた。

**年忌法会（十三年忌／二十五年忌／三十三年忌）** 次に国民一般に行われた先祖の年忌法会も、また祖先崇拜の精神が仏教の中に融合せられたものに他ならぬのであって、正に仏教が日本化した一つの象徴である。年忌法会のことは古くは見えない。本朝文粹もんすいには、四十九日の願文がある。本朝続文粹には、一周忌の願文がある。しかしながら数の多い年忌のことは見えない。これに就いては、江戸時代に元禄より享保の頃妙心寺に居た学僧の無着道忠が、禅林象器箋さんりんじきせんという禅宗の辞書の中に、鎌倉時代の学僧虎閻師鍊の語を引用して、四十九日の追善ということは経文にも見えるが、百箇日・一周忌・三周忌ということは、支那の俗の礼である。然しながら十三年忌・三十三年忌というものは日本に始まるのである。少

納言入道信西<sup>しんせい</sup>が死んだ時に、その子の中に一人の才人があつて、それが始めて十三年・三十三年の追善を行ひ、爾來日本にこの仏事ありと記して居る。この文にあるところの入道信西は即ち保元平治の乱の大立物少納言藤原通憲であつて、當時天下の才子を以て称せられた人であるが、その子に有名な明遍僧都<sup>じょうだいそうと</sup>という人があつた。元亨釈書に載せてあるところの、明遍の伝に依ると、通憲が死んでから十三年目に、その一流の者が相会して法華八講を行わんとした。蓋し日本の風俗に於て亡者の十三年忌の年に逢つた時、追善を當むというのは、十二支を終えて始めて先支を迎えて追慕の意を寓するのである。今、この入道信西の十三年になつた時に、その子供等が相寄つて法事を當まんとして、當時高野山に居た明遍の許へ使を立てて迎にやつた。ところで明遍は、自分は遁世したのだから、再び京都に出て行くことはできないといつて断つたということが見える。この文に依ると、信西の十三年忌即ち高倉天皇の御代、承安<sup>じょうあん</sup>の初め頃に於て既に十三年忌<sup>じゅさんげき</sup>ということが日本で行われて居たので、この風は少くとも平安時代の末頃から行われて居つたということがわかる。二十五年忌の法事のことは、室町時代、足利將軍義政の頃に居た五山文学の僧瑞溪周鳳の書いた日記臥雲日件錄の寛正五年（一四六四）四月二十八日の条に、一色泰雲居士<sup>いっしきたいうん</sup>という人の二十五年忌の法会を當んだ時の法語がある。その中に、二十五年忌<sup>じゅごげんげき</sup>というものは近頃行われ始めたものであるということが載せてある。これに依つてみると、二十五年忌は室町時代の初め頃には、既に広く行われていたものであろうと思われる。三十三年忌<sup>じゅさんねんげき</sup>というものは、鎌倉時代の末頃に日本へ來た元の僧清拙正澄の語錄に見えるのであって、その頃に既に行われて居たのであろう。

## (二) 仏教思想と文学

**精神的影響** 仏教の渡来に依つて思想が豊富になり、潤沢になつたということは、当然考えられる事である。従来宗教というほどの観念をも持たず、或いは天然崇拜・物体崇拜・動物崇拜等の幼稚なる雜信仰を有するのみで、深遠幽玄の思想を有しなかつたものも、仏教の渡来に依つて国民の精神的眼界が広まり、哲学的思索の方面にも刺戟を受けたのである。元来、現世的或いは現実的・享樂的・樂天的であつた我が思想が、複雑なる過去・現在・未来の三世に亘る思想を加え、輪廻転生または淨土思想に依つて養われ、自然と深味を増し、その影響は著しく文学の上に現われて居る。

**文学と仏教** 万葉集を披いてみても、そこには著しく仏教の影響を受けた歌が見える。若干の例を挙げてみよう。

柿本人麻呂の歌に

まきむくの山辺とよみて行く水の水泡のごとし世の人吾は（巻七、一二六九）

大伴旅人の歌に

世の中は空しきものと知る時しいよますます悲しかりけり（巻五、七九三）

大伴家持の病に臥して無常を悲しみ修道を欲して作れる歌に

現身は數なき身なり山河のさやけき見つつ道を尋ねな（巻三十、四四六八）

同じく大伴家持が病に臥して作れる歌に

世の中は数なきものか春花の散のまがひに死ぬべき思へば（巻十七、三九六三）

沙弥満誓の歌に

世のなかをなににたとへんあさびらきこぎ去にしふねのあとなきごとし（巻三、三五一）

SAMPLE  
Shoshi-Shinsu.com

高田女王の歌に

この世には人言しげし来む世にもあはむわがせこ今ならずとも（卷四、五四一）

作者未詳の「膳部王を悲傷める歌」に

世の中は空しきものとあらむとぞこの照る月はみちかけしける（卷三、四四一）に

作者未詳の世間の常なきを厭う歌二首（河原寺の仏堂の裡倭琴の面に記せるもの）に

生死の二つの海を厭はしみ潮干の山をしぬびつるかも（卷十六、三八四九）

世の中の繁き借りいほにすみすみていたらむ國のたづきしらずも（卷十六、三八五〇）

作者審かならず、寧樂京の荒墟を傷み惜みて作れる歌に

よのなかをつねなきものといまぞしる平城のみやこのうつろふみれば（卷六、一〇四五）

### (三) 仮字

仮字の発達

仮字の初めは、何人の手に依つて出来たかということは、もとより明らかになつていない。古く伝わって居るところの筆蹟類の中で仮字のつけてあるものを見てもその形は一定していない。

これはもとより一人の手によつて出来たものではないからであつて、恐らく自然に発達したものである。即ち初めは誰となく省略した文字を用いたものが自ら一定の形を取るようになつたのであろう。最初は僧侶の手によつて用いられたものが多いうようで、即ち経文に附けた傍訓などの文字から起つたものと思われる。つまり仮字もまた仏教に伴つて起つたものといえよう。これには、大矢透博士が、帝国学士院の仕事として仮字の研究を行つていたが、その研究調査の結果は、仮名遣及仮名字体沿革史

SAMPLE  
Shoshi-Shinji.com

料という著書になつて出た。

**仮字使用の初め** この大矢氏の研究に依ると、仮字の最初に使用せられた明確な例は、清和天皇の天安二年（八五八）の識語のある大智度論の傍訓を以て最も古しとするのである。尤もそれより前に、年代がはつきり書いてないものが二三あるから、大体に於て天長・承和、即ち仁明天皇の時代まで溯り得るのであって、その頃から仮字が用いられるようになつたと思われる。

**五十音図と悉曇** 次に五十音図は恐らく平安時代半ば頃に出来たものらしく、その元はインドの悉曇から出たものである。悉曇に於ては母音を摩多といい、子音を体文という。その摩多が十六あり、体文が三十五ある。これらの音を組み合せて沢山の音が出来ている。その十六の中から五だけ引抜き、三十五の中から九を引抜いて組合せたものが五十音図である。そして五十音の並べ方が、悉曇の並べ方と同じであるということは、一度悉曇の書物を披いて見ればすぐに了解せられることである。

**五十音図の作者** 五十音図の作者に就いては從来学者の間に議論が多いが、今大矢透博士の説を参酌してみると、五十音の古来伝わつたものの中でもっとも古いのが六種あつて、その六種の五十音図は更に一つの原図から伝わつたものである。即ち根本になつた一つの五十音図があつて、それから今日伝わつて居るところの六種の五十音図が出来たものらしい。その一つの原図と見られるものは、天台の良源、即ち慈恵大師の伝本と称するものである。慈恵大師は有名な慈覚大師円仁の三代目の弟子に当る。慈覚大師は殊に悉曇に長じて居つたと言わされて居るから、この五十音図は慈覚大師から出たものであるか、或いは慈覚大師の弟子で最も悉曇に長じて居つた安然から出たものであろうか。この安然には悉曇という有名な著述があるが、斯く悉曇に詳しかつた人であるから、或いは安然の手に依つて作られた

かも知れない。この安然から良源に伝わって、それから色々の五十音図が出来たものではないかと思われる。何れにしても出た所は天台にあるらしいのである。

#### (四) 印刷

##### 世界最古の印刷物

悉曇より発達した仮字の発明が日本の思想学術に及ぼした影響は偉大なものであるが、更に仏教が日本文化発達の上に大きな足跡を留めたものは印刷である。称徳天皇の天平宝字八年、即ち西暦七百六十四年に作られたところの百万塔陀羅尼が世界に於て現存せる最古の印刷物であるといふことは世にも著しいことである。蓋し日本でもまた西洋諸国と同じく印刷物は先ず宗教上の必要から起り、その発達もまた宗教に依ることが多いのである。世俗的の印刷は遙かに後になつて始まつた。

##### 平安時代に於ける経典の開版

その後平安時代の初めに当り、伝教版の法華經及び義真版の唯識論又智度論があつたという説がある。義真は伝教大師が支那に行つた時に通訳として随行し、伝教大師の寂後に第二世天台座主になった人である。この伝教版及び義真版は実物が現存しないので、確かなことは言えないのであるが、若しあつたとすればこれまた仏教に関係のあるものである。それから少し後れて平安時代の半ば過ぎ、後朱雀天皇の御代に法華經を開版せられたということがある。これは実物は伝わっていないが、本朝統文粹の中に、後朱雀天皇長久四年（一二〇四三）八月十三日、藤原実成がその亡長子公成の追善供養の為に、法華經六十部とその開結即ち無量義經觀普賢經各六十巻を模写するという願文が見える。模写というのは即ち版刻のことである。次いで白河天皇の承暦四年（一二〇八〇）以前に於て開版せられたところの法華經がある。この法華經は実物が現存して居つて（故内野五郎三氏の所蔵であった）、経文の奥

書に承暦四年六月三十日に点をつけたという識語が見えて居るので、それ以前に出来たものであるといふことは確かである。これに次いでは堀河天皇の寛治二年（一二〇八）に出版せられた寛治版の成唯識論がある。これは正倉院の境内にある聖語藏（経文数千巻を收められてある御藏）の中に納められて居る。この後平安時代の末になると益々多くの経巻が印刷されるようになって、一々掲げるに違ないほどである。

\*開結 開始の經と結末の經。無量義經は法華經の開始の經、觀普賢經はその結末の經。法華八巻を本論と見て、無量義經はその序論、觀普賢經はその結論とも見るべきものという意。

**宋朝の一切經開版とその影響** その頃、海を隔てた宋に於ては、一切經が開版成就した。それが間もなく我が国にも輸入せられた。宋版の一切經には凡て四種あり、その最初のものを蜀本という。これは宋の太祖の開宝四年に工を始めたものである。我が朝に於ては円融天皇の天禄二年（九七一）に當る。十二年を経て宋の太宗の太平興國八年、我が円融天皇の永觀元年（九八三）に成功した。その一切經が僅かに三年の後には、早や日本に輸入せられて居る。即ち我が国の僧窟然が支那に渡つてこれを持つて帰つた。その後八十九年を隔てて成尋が入宋して、またこの開宝版の一切經を輸入した。この開宝の勅版のほかに福州で印刷した福州本が二種類ある。又南宋に下つて思溪本というのがある。この四種類の一切經がしばしば我が国に輸入せられたことは、文書記録の上に見えて居ることであり、またその実物の我が国に現存しているものも十五六箇所にある。

斯くの如く一切經が輸入せられることによって、我が国の印刷の上に大なる影響を及ぼした。その結果、平安時代末から鎌倉時代にかけて、印刷術は大いに発達し、成唯識論が興福寺に於て開版せられた

り、或いは淨土教の選択集（せんじやくしゅう）も幾度か印刷せられ、春日版とか高野版などという経文の開版も頻繁であつた。弘安年中には行円上人が一切経開版の業を起したことさえある（正安版生讃奥書妻木直良氏所蔵般舟譲刊記・専修寺所蔵淨土三部經刊記）。また同じく弘安年間に相州靈山寺の沙門宝積・如心・寂慧等が先師宴海の志をついで一切経雕印を勧進し、その若干部を開版したことがある（南禪寺所蔵伝法正宗記・金沢文庫所蔵華嚴經刊記）。

**室町時代の印刷事業** 印刷のこととを述べたついでに、ここに後の時代まで下つて述べて置こう。室町時代に入つて印刷事業は一層盛んになつたが、その中でも最も著名なものに五山版がある。それは五山を初め、その系統を引いた寺に於て出版した書籍をいうのである。その時代の初めには、夢窓国師及びその弟子の妙葩即ち普明國師の出版した臨川寺版がある。これには支那の彫刻師が参加して居る。即ち愈良甫・陳孟栄・陳伯寿などである。この外に尚お多くの元人が渡来して、開版事業に従事して居る。五山版以外に於て個人の手に成った版刻も少くない。高師直は楞嚴經義疏注十帖を開版し、尊氏は大般若經六百卷を開版し、基氏も大般若經を開版して居る。

**幕府の一切経開版** その後貞和から觀応の頃にかけて、足利幕府は一切経開版の事を企てたらしい。それがどの程度に出来たかは明かでないが、一部分は開版せられた。その為めに成功として幾度か臨時の除目が行われている。成功とは造寺その他の公用について、その費用を請負い、その成功報酬という意味で官位に叙任せられることをいう。

**儒書出版の嚆矢** 斯様にして書籍の印刷が漸次発達し、儒書が出版せられるようになつた。即ち正平十九年（一三六四）には堺に於て正平版の論語が出版せられた。從来仏書の刊行は多く現われたのであるが、

儒書の刊行はこれを以て初めとする。この後各地方の大名などの間にも出版が盛んに行われるようになつた。斯くの如く、印刷に於ても仏教文化に依る影響が非常に大であつたということを認めなければならぬ。

## (五) 音 樂

**蕃樂の使用** 音楽に就いて見るも我が国には古くから固有の音楽はあつたが、その発達したのは、やはり仏教に依つたのである。聖徳太子の時に始めて蕃樂、即ち外国の樂を以て法会に用いようということを奏請されたということが太子伝暦に見えて居る。この太子伝暦の出来たのは平安時代の延喜の頃で、聖徳太子の時代から見ると大いに年が隔つて居る。そしてその記事の中には附会の事が多いのであるが、しかしながらその記事は悉く捨ててしまわなければならぬというものではない。その中には当時古い材料が残つて居つて、それに依つて書いたものもあろうと思う。この蕃樂の事の如きもその一つであろう。

**音楽による文化の誇示** 天武天皇の九年(六八〇)に、多瀬島の人を飛鳥寺の西の川辺に於て饗応して種々の音楽を奏した。同じく天武天皇の十年には、薩摩隼人を飛鳥寺の西に饗応し、その時にも樂を奏した。朱鳥元年(六八六)には新羅から来た客を饗応するために川原寺の伎樂を筑紫へ運んだ。これは何れも仏教に伴う文化の誇示を示さんがあつたと思われる。

## 万葉集(卷八、一五九四)に

時雨の雨間なくなりそ紅にほへる山の散らまく惜しも

というのがあり、その左注に

右、冬十月皇后宮の維摩講に、終日大唐高麗等の種々の音楽を供養す。すなはちこの歌詞を唱ふ。  
弾琴ことひきは市原王・忍坂王、歌子うたびとは田口朝臣家守・河原朝臣東人・置始連長谷等十数人なり。

とある。この歌の前後には、天平十一年（七三九）の歌と天平十五年の歌とを載せてあるから、恐らく、その頃のものであろう。これによつて維摩会に唐・高麗の音楽を奏したことが知られる。

インド音楽の渡来　天平八年に林邑の僧仏哲が来朝した。林邑は今の安南である。この僧はよく天竺の音楽に通じて居たので、樂生をしてその樂を受けしめ、ここにインドの樂が始めて我が國に伝わつた。その音樂の名は迦陵頻かりょうびん・案摩及び二舞・倍臚破陣樂・拔頭・菩薩・蘭陵王・胡飲酒・万秋樂などがそれである。迦陵頻といふのは、枳迦の祇園精舎供養の日にこの鳥が来て空中に鳴き舞つたので、妙音天女がその状を取つて舞曲を作り、これを阿難尊者に伝えたといわれるもので、仏供養の法会には、菩薩が蝴蝶の舞人と共に花を仏前に供し了り、菩薩まず舞い、次に鳥舞い、次に蝶舞うという順序に演ずるものだという。これ等は仏教に伴う音樂の最も顯著な一例である。

#### （六）絵画・彫刻

##### 絵画・彫刻と仏教

絵画・彫刻に於ける仏教の影響ということに就いては、特にここに述べる必要もあるまいと思う。平安時代以前に於ては、仏教に関係のない絵画・彫刻は殆んど稀だといつても差支ないのである。偶にあっても極く少いものである。画師といえば殆んど仏画師である。彫刻も仏教に関する彫刻のみである。これは一々述べるのを略する。ただここに一言しておくべきは油絵のことである。

SAMPLE  
Shōshi-chinji.com

**密陀絵** 油絵というものは、日本に於ては頗る早くからあつた。推古天皇の時代、即ち凡そ千三百五十年も前から発達していったので、西洋の油絵と比較する七百年ばかりも古い。この日本に於ける油絵もやつぱり仏教文化に伴つて輸入せられたので、これは密陀僧(みつだそう)といふ絵具を以て描いたものである。密陀僧といふのはもとペルシャ語の「ミュルダーゼン」(Murdhaseng)という語から出たもので、それにこの漢字をあてたものだという。この絵具は即ち酸化鉛を荳の油に溶かして用いるので、西洋の油絵と方法は同じである。この絵具を以て描いた絵を密陀絵といふ。

**玉虫厨子の絵** その実物は法隆寺に現存する玉虫厨子の壁及び台座などに描かれたものによつて見ることができる。この絵は仮本生譚即ち釈迦の前生の物語を描いたもので、釈迦が出世前にかつてある国の王子であつたとき、餓えた虎を救わんが為に自ら崖の上より身を投じて、その身を虎に食わせたといふ、所謂「餓虎投身」の物語などを描いたものである。

## (七) 建 築

**建築に於ける大陸文化の影響** 建築もまた仏教に伴つて大なる変化を示したものである。崇峻天皇の時に百濟の寺工や瓦工が来朝して法興寺を造つたことがある。この後、四天王寺とか法隆寺とか多くの寺院が建てられた。称徳天皇神護景雲二年(七六八)に創立せられた春日神社には、新たに肘木を用い、更に垂木・破風・千木に反をつけ、屋根の流れ及び軒にも反をつけるようになり、外部の木材は悉く丹を塗つた。これ等の曲線又は色彩の応用は、皆大陸建築の感化に依るのであつて、即ち仏教の影響と見るべきものである。

## (八) 医術

医術・薬品と仏教 次に医術である。医療に就いても、古くから仏教に依つて、その発達が促されて居る。

**薬草の採集** 天武天皇の十三年（六八五）に、百濟から帰化した僧の法藏と優婆塞益田金鍾を美濃国に遣わして、薬草白朮を煎ぜしめたということがある（優婆塞とは仏道に入りたる在家の男をいう）。

**鉛粉の製造** 持統天皇の六年（六九二）には、沙門の觀成の造った鉛粉の美なるを賞して絶・綿・布などを賜うた。これは女帝におわしたに依つての必要からであろう。倭名抄によれば、従来は皆米粉を顔につけて居つたのが、この頃から鉛粉をつけるようになったとある。

**醴泉の試験** 又持統天皇の七年には、沙門法員外工人を遣わして近江の益須郡都賀山に湧出するところの醴泉を飲ましめられた。その頃病人がこの山の益須寺に宿り、醴泉に依つて療養するものが多かったので、それを試験する為めに沙門法員等を遣わされたのである。翌八年に詔して水田及び布をその寺に施入し、益須郡の今年の徭役を免じ、国司等の位を進め、その醴泉の発見者に絶・布等を賜うた。

**僧侶と医術** 文武天皇の大宝三年（七〇三）には、僧の法蓮が医術を能くするというので、それを褒めて豊前国に於て田地を施されたことがある。元正天皇の養老五年（七三二）にもまた詔して、法蓮の医術に精しく、民の苦を救うことを褒めて、その三等親以上の者に宇佐君の姓を賜うた。

**養老令に於ける僧尼の医療に関する規定** 斯くての如く僧侶の中には医術を能くするものが多く出て、或いは祈禱を以て、或いは藥湯を以て病人を治療することにつとめていたのである。然るに養老令の制定せらるるに及び、僧尼令の第二条に於て、「僧侶の小道・巫術を以て病を療するものは皆還俗せしむ。仏

SAMPLE  
Showroom.com

法に依つて呪を持し疾を救ふは禁ずる限りに非ず」とある。小道とは令義解に「厭符の類をいふ」とあり、小道・巫術いづれもまじないの類である。この令の本文は養老に改修した以前の大宝の古令に於ては文句が違つて居つた。即ち大宝の古令には道術・符禁・湯薬に依つて病を救うは禁ずる限りに非ずとあつたらしく、道術・符禁のまじないに類する事も、医薬の療方と共に許されて居つた。然るに後にそれには弊害が起つたので、元正天皇養老元年（七一七）に詔してこれを矯正せられた。即ち続日本紀同年四月二十三日の条に

僧尼は仏道によつて神呪を持つて、以て病徒を救ひ、湯薬を施して、痼病を療することは、令に於てこれを聽す。方今僧尼輒く病人の家に向ひ、詐つて幻恆の情を禱り、戻りて巫術を執り、逆<sup>あらかじ</sup>吉凶を占ひ耄穢を恐脅して、稍求むるある事を致す。道俗別なく、終に奸亂をなす。もし重病まさに救ふべきものあらば、淨行の者を請じ、僧綱<sup>(1)</sup>を経告し、三綱連署して期日に赴かしめよ。茲<sup>これ</sup>に因つて逗留して日を延ぶることを得ざれ、云々。

とある。この後遂に養老令の制定に当つて、大宝の古令中の湯薬の二字を削り、右の如く改められることになつた。要するに僧侶には、医術を能くするものが多くあつたので、それが法令の上に於ても認められて居たのである。

- (1) 中央政府の僧官。
- (2) 各寺の役僧、上座・寺主・都維那。

聖武天皇御病氣の時、禪師法榮が能く病を見るによつて、天皇の御医薬に侍せしめられた。また同じ

時に、看病の禅師百二十六人を屈請するということがある。

**鑑 真** 天平勝宝年間に来朝した唐僧鑑真がんじんは医を善くして本草に精しく、盲目ながら鼻を以て薬草の真偽をかぎ別けた。光明皇后が御病気の時に鑑真の進むるところの医薬験あり、それによつて大僧正を授けられた（続日本紀）。

**大仏へ御奉納の薬** 正倉院文書の中に「奉盧舍那仏種々薬帳」というのがある。これは種々の薬を東大寺に納められ、必要に応じてその薬を病者に頒ち与え、大仏の慈悲によつて、これを救濟せんとの御願をのべられたものである。その薬種は今は尚お多く正倉院に保存せられてある。当時仏教によつて医療の進んだ様子を見るに足るものである。

**玄昉僧正のこと** ここに僧侶の看病という事について挿話がある。これは続日本紀聖武天皇天平九年（七三七）十二月二十七日の条に玄昉僧正の事を記して、「皇太夫人藤原氏（聖武天皇の御母宮子）皇后宮に就いて僧正玄昉法師を見、天皇もまた皇后宮に幸す。皇太夫人幽憂に沈み、久しう人事を廃せられしため、天皇を誕み給ひしより未だ曾て法師を相見たまはず。一たび看しより惠然として開悟したまふ。是に於て適に天皇と相見給い、天下慶賀せざるものなし」とある。この文は古くより学者の論題に上つて居たものであるが、続日本紀の本文の旧点には、「自誕天皇、未曾相見法師一看惠然開悟」とあって、宮子太夫人が天皇御降誕後、この年に至るまでかつて玄昉に逢われたことがなかつたが、この時になつて初めて玄昉を見られた。これによつて従来の幽鬱が散じ、からりと御気が晴れたという風に解釈していた。然るに佐藤誠実博士が、一たびこの訓点の誤なることを弁じ、これを正して、「自誕天皇、未曾相見、法師一看、惠然開悟」と改め、「一看は看病の看である。従来御病氣で天皇御降誕後、天皇に

御会いなさらなかつたのを、玄昉が一たび看病申上げて、御病氣が御なおりなされて、からりと御鬱氣が散じたのである。僧侶が病を看ることは、僧尼令にもその規定があり、当然の事であると論じてから、従来の疑問が解けたのである。これは一つの挿話たるに過ぎないが、僧侶が病氣を治することの一実例を示すものである（史海参照）。

**僧侶の医薬兼業の例** 後の代になつても、僧侶は祈禱によつて病を治する外に医療を行つたこともしばしば見え、僧侶の医薬兼業は各時代を通じて行われて居る。左にその二三の例を示そう。

堀河天皇寛治六年（一二〇九二）に白河上皇が金峰山（きんぽうさん）へ御参詣の途に、山中に於て御疾あり、僧正隆明が加持し奉り、御薬を上つて平復しました（扶桑略記）。

藤原兼実の日記玉葉には、安元・治承の頃に、仏嚴聖人鎮西医師法師或いは筑紫医師法師大善房などの名が見える。高倉天皇安元三年（一一七七）四月十二日の条に、仏嚴聖人が來た。兼実はこれに風病の療治の事を問うた。「此聖人能得医術之人也」とある。この僧は、念佛の聖人で、後白河法皇の詔旨に依り、十念極樂易往集六卷を撰した。「広才之書也」とある（治承元年十月二日の条）。安徳天皇治承五年（一一八二）五月二日の条には、仏嚴聖人を請じて大将（兼実の長子良経）の所労を診療せしめた。養和二年（一一八二）二月二十六日にも、仏嚴聖人が來て疾を問うた。兼実は臥しながら対面した。更に命厄の虞（おそれ）なき由を申しした。また大將（良経）が所惱あるに由りて、これを見せた所が、少しく邪氣あるが、恐れるに及ばぬ、邪氣が起つた後に、少しく灸治を加うべしと申しした。安元三年正月二十六日の条に、鎮西医師法師を頼輔朝臣の家に召し寄せ、人をして脚病風氣等の仔細を問わしめたが、「申旨不詳」とある。この鎮西法師は筑紫医僧ともあり、字を大善房と称した。安元三年六月十日の条に、源中納言（雅賴）が筑紫医僧大

善房をつれて來た。これは兼実の灸治の為であつた。年來諸医が種々療治を加えたけれども、或いは減或いは増、遂に漸く重くなつた。この医僧は別に驗ありといふので、源中納言の勧めにより、これに灸治せしむることとした。治承五年閏二月十六日には、大納言入道（藤原邦綱）が労危所篤であったが、筑紫医師法師が療治を加えて、針の穴より膿を取り、これによつて心神頗る落居し、辛苦も減じたとある。翌十七日には、藤原邦綱入道の病を、筑紫医師法師が療治を加えたけれども驗がなかつたとある。十八日の条にも、去る十五日に筑紫医師法師が膿汁を出して、その後苦痛が減じた。十九日の条には「邦綱入道必死也」、「筑紫医師療治於ノ今者無シ益歟」とある。

藤原定家の明月記に、嘉禄・安貞・寛喜の前後に亘り、心寂房という者がしばしば伺候して、医療の事に当つて居る。これもまた僧医兼帶の一例である。

宮内庁書陵部に、魏氏家藏方（十卷内卷三矢）十一冊を藏せられてある。これは宋の宝慶三年（我が後堀河天皇安貞元年、一二三七）の刊本にかかる。屋代弘賢の考証に依ると、この書はもと東福寺の普門院に藏したもので蓋（けだ）し、聖一国師が宋よりもたらしたものであろうと云う（その卷一の末に記したる歌が聖一国師の筆蹟と同じである）。によって、その本が国師の手沢本であることが知られる云う。広智国師語録（乾峯士曇の語録）に「聖一国師曾て宋に遊び、仏鑑禪師（無準師範）に参じて薬病対治の方を得、本邦に帰来て、大いに換骨頤神の妙術を施し、死中にして活、活中にして死す、其の幾何なるを知らず」とある。又、弘安年中に東福寺に功德院を設けて、無縁者の病を療したことがある（東福寺誌所引平安城慧日山内功德院修蓋化縁）。これまた、開山聖一国師間接の遺薰によるものではあるまいか。

遙か時代が降つて、天正・文禄の頃、相国寺の鹿苑院の住持有節瑞保の日記鹿苑日録にも医薬に関する

る事がしばしば見える。その二三を示せば、天正十九年（一五九二）六月八日には僧徒俗侶に命じて、香薷散を調合し、同八月三日には、腹痛について、富春良薬を用うとある。富春というのは同じ相国寺中の富春軒雋英西堂である。これは雋英が調合した良薬ということであろう。又同九月十一日には平胃散を調合し、文禄三年（一五九四）十月二十五日には西大寺薬というのを調合して居る。

**喫茶と医方** 栄西の喫茶養生記の如きも、一面にはこれを以て医方に用いんとしたものである。茶は古くより日本にあつたもので、即ち奈良時代にも既に存していた。これは正倉院文書に、写経生の飲食に関するものの中に「茶」というものがある。その前後の関係より見るに、飲物に相違なく、恐らく茶のことであろうと思われる。矢野仁一博士の研究する所によれば、昔は茶の字が無く皆茶の字を用いて居たという（矢野仁一氏「茶の歴史に就いて」）。故に正倉院文書の茶の字もやはり茶で、即ち奈良時代の頃より茶は行われて居たものである。けれども広く日本全国に及ばなかつたに過ぎぬ。嵯峨天皇弘仁六年（八一五）四月、近江国崇福寺に幸し給う。その時に崇福寺の大僧都永忠が、茶を煎つて奉るという事がある（日本後紀）。又同年六月に、畿内・近江・丹波・播磨の諸国をして、茶を植えてこれを献ぜしめるという事がある（同上）。最澄（伝教大師）の消息にも茶を贈ることが見える。その頃の文集なる凌雲集を見るに、その中に茶烟という事が記され、文華秀麗集、性靈集、都氏文集、菅家文草等の中にも茶の事が見える。また藤原行成の権記（長徳元年十月十日の条）にも、造茶所・御茶料などという事が見える。西宮記に依れば主殿寮の東に茶園があつたという。斯くの如く、早くより茶は行われて居たものであるが、未だ広く一般には弘まらなかつたものらしい。

鎌倉時代の初め、栄西が宋に入つて茶の種を持ち帰り、初めは筑前脊振山に植え、又種子を明惠に分

ち与え、京都梅尾に移し植えたと伝う（海人藻芥・大和本草）。栄西が鎌倉に居た時、建保二年（一二二四）二月、將軍実朝病気の時茶を献じ、同時にその著作喫茶養生記を添えて奉った（吾妻鏡）。その結果効驗あって、一般武人も漸くこれを飲むようになった。それまでは方外の徒又は卿相の一部に行わるるのみであったが、ここに至つて大いに弘まつたのである。鎌倉時代の末には、各種の茶を飲みわけて、その同異を知り、勝負をつけて賭物をする会さえも起るに及んだ（花園院宸記元弘二年六月五日の条）。

## （九）暦道

**暦道と僧侶** 次に暦道と僧侶に就いては、文武天皇大宝三年（七〇三）に僧の隆觀が算暦を能くしたので、その才を用いんが為めに還俗を許されたことがある。この後、平安時代の初め頃まで、僧侶の暦算に關係したことは文献には明かに見えないが、僧侶が入唐又は入宋に依つて、その知識を伝えたであろうことは想像するに難くないのである。果して平安時代の中頃からその事実が現われて思る。

### 賀茂家の暦学

そもそも暦学のことは平安時代に入つては、賀茂家の掌るところであつた。然るに陰陽道が流行したに由つて、陰陽五行説が行われて氣運の吉凶をトし、方位の禍福を占うものが多くなり、暦学そのものは漸く衰えた。清和天皇貞觀三年（八六一）に、支那の宣明暦を用いて以来、一度も暦を改めることがなく、その後凡そ八百二十年ばかりの間、宣明暦を用いて居たのである。江戸時代の貞享元年（一六八四）に、始めて日本で暦を制定した。これが為めにその八百余年間は、暦と實際の天の時とが違うことが多く、暦には日食が書いてあつても、實際には日が違つて日食が見えなかつたり、或いは暦では三日月が出るべきであるのに、實際の月は一日であつたり、晦日であつたり、月の出ないことな

SAMPLE  
Shoshi-shinsui.com

どがしばしばあった。斯様にして朝廷に於ける暦法は次第に退歩する傾きがあつた。

### 宿曜師と暦博士

一条天皇の頃から僧侶が暦に参与することの例が開かれた。これを宿曜師といい、これを持つ道を宿曜道と称した。僧侶の暦学即ち宿曜師の暦道は、賀茂家の暦博士の家道よりは進歩して居た。その実例としてこういうことがある。後朱雀天皇の長暦二年（一二〇三八）賀茂道平と僧証照と暦の計算に就いて意見の相違があつた。結局公家衆達の評議にかけ、その結果、多数決で賀茂家の暦を用いることになり、ひとまず暦博士道平の勝利に帰した。然るに、天の時は誣うること能わず、やがて賀茂道平の誤が現われた。その頃藏人頭であつた小野宮資房の春記という日記に依つてみると、賀茂の暦の十月一日という日には、曉に月が出て来なかつた。その日は証照の暦では九月晦日になつて居た。即ち証照の方が勝つたのである。それから更に二日を経て賀茂の暦で十月三日になると、三日月が出て来る筈であつたが、「日没の後暫くして微月天にあり、鉤よりも細し、三日月に非ず、今日始めて出づるに似たり」とある。この日は証照の暦では二日になつて居つた。翌日になつて始めて本当の三日月が出た。さればやはり証照の方が正しかつたのである。その後、後冷泉天皇の康平二年（一二〇五九）正月に、賀茂通平は日食がないと申した。然るに、証照の弟子に藤原長経という人があつて、これは予ねてから日食があるという計算であつたが、果して日食があつた（本朝世紀）。また堀河天皇の嘉承元年（一二〇六）十二月一日、賀茂家の計算では未の刻に日食あるべしといひので、御祈さえ行われた。然るに宿曜師の僧明算・深算二人は日食なしと申した。事実はやはり宿曜師の言つた通り日食はなかつた（中右記）。斯くて僧侶の方が専門の暦博士より進歩して居つたといひのも彼等が直接間接に支那からの新しい文化に接して居つたからであると思う。これまた仏教文化の影響に依るものと見て宜しいのである。

## 第四章 奈良時代前後・平安時代初期に至る地方文化の発達と仏教

**金光明経、仁王経の読誦** 地方文化の発達と仏教の関係に就いて注意すべきことは、金光明経及び仁王経が夙くより地方に於て読誦せられたことである。

天武天皇四年（六七六）十一月二十日に使を四方の国に遣わして、金光明経、仁王経を説かしめられた。持統天皇六年（六九二）閏五月三日、詔して京師及び四畿内に金光明経を説かしめられた。同七年十月二十三日、始めて仁王経を百国に講ぜしめ、四日にして畢おわつた。同八年五月十一日、金光明経一百部を諸国に送り、毎年正月上玄の日（初八日）にこれを読ましめ、その布施は当国の官物を以てこれに充てることした。これ等の事実は、いずれも後の国分寺の濫觴をなすものである。

**国分寺の創立** さて聖武天皇天平十三年（七四〇）の詔を以て、天下一般に設けられた国分寺の創立は、地方文化の発達に与つて大いに力あつたことと思われる。地方の文化は国分寺を中心として、たえず京都との聯絡交通によつて、その刺戟を受けたに相違ない。国分僧寺には僧二十人、国分尼寺には尼が十人居た。この外にその国の講師または読師が居て、それ等のものの誦經講論は、地方人民の精神界に如

何に潤を与えたことであろうか。

**当時の寺院の数及び分布**　また国分寺に限らず、その外の諸寺も、それぞれその地方の文化促進に大なる貢献をしたことと思われる。斯かる寺々は、地方に意外に多く建てられてあつたものようである。文献の上に見ゆるものとまた文献の上にあらわれない寺址が発見せられて、それより発掘された瓦の研究によつて時代の明かになつたものも少くない。文献に見ゆるものとしては、日本書紀、続日本紀、資財帳、風土記、懷風藻、万葉集、正倉院文書等によつて知られるものが一百三箇寺あり、瓦によつて寺祉と考えられるものが二百九十三箇寺あり、合せて三百九十六箇寺となる。この中重複せるもの二十七箇寺を引いて、計三百六十九箇寺となる。これ等は地方によつて凡そ四つの中心を成して居る。即ち一は京畿地方で大和が最も多く、以下河内・和泉・摂津・山城の順位になり、次に近江・伊勢・美濃・尾張となる。二は九州地方で筑前が中心となり、三は関東地方で、下野が中心となり、四是中国地方で、出雲・美作・備前・備中・讃岐等が中心となつて居る。(大正十五年一月発行考古学雑誌十六巻の一所載石田茂作氏「奈良時代の文化圈に就いて」に拠る。右の数字は大正十四年迄の調査の結果であるが、石田氏は尚おその後調査を続けて、昭和十一年に「飛鳥時代寺院址の研究」と題する巨篇を公にせられた。それには全国に亘つて飛鳥時代の寺院址五十八箇寺を挙げてある。その大部分は右の三百六十九箇寺の中に入るものであらうけれども、中には、右に示した数字の上に若干加うべきものもあるかと思われる。)

**文献に残った当時の寺**　文献に見ゆるものの中、京畿以外の地に於て、やや著しきものの一二三の例を挙げれば、次の如くである。

### 奈良時代以前の地方の寺院